

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第39号）（建設局水と緑環境部緑地管理課）

次のとおり、宝が池公園について必要な措置を講じることとしました。

1 宝が池公園子どもの楽園の開園時間及び休園日を次のとおり定めることとします。

開園時間 午前9時から午後4時30分まで

休園日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 宝が池公園に有料で使用させる公園施設として宝が池公園子どもの楽園の来園者用の有料駐車場を設置することに伴い、使用料を1回1日500円と定めることとします。

上記1の措置は市規則で定める日から、上記2の措置は平成20年4月1日から実施することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第39号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(宝が池公園子どもの楽園の開園時間及び休園日)

第2条の2 宝が池公園子どもの楽園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開園時間 午前9時から午後4時30分まで

休園日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表3バレーボールコートの中の次に次の1項を加える。

有 料 駐 車 場	1 回	1 日	500
-----------	-----	-----	-----

別表備考6中「付属設備」を「有料駐車場及び付属設備」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)